

るところでは、兩種共に金製の牌は遺存してゐないやうであるが、それぐその銀牌が存してゐるので、これに由つて略ぼこれ等の金牌の形を想見し得られるであらうとは、余が前掲兩論に圖を附して述べて置いたところである。王氏は更に前引箋證に於て、俄國の屬地から出た所の蒙古の金牌上に回紇字を鐫つたもの、或は蒙古字を鐫つたものはあるが、まだ漢字を鐫つたもの有るを見ないといふて居るが、氏がこゝに金牌と書いて居るのは、實は銀牌といふべきを誤つたに外ならぬ。それは兎も角、此等虎頭金・銀牌、もしくは素金・銀牌に漢字を刻したものゝ遺存することが知られてゐないのは、王氏の言ふ通りである。然るに余が近く目睹することを得た一牌札には、實に口繪第七圖Aに載せた寫眞について認められるやうに、前引蒙韃備錄の素金牌の文字と一字も相違しない漢字が雙鈎で記されてある。即ち

天賜成吉思皇  
帝聖百疾

の十字である。旨が旨、疾は正しくは疾で疾の義であることは疑ない。<sup>補①</sup>この牌は熱河省内から出土したといはれるのみで、その何れの地點から發掘せられたかは明らかでない。全長六寸六分、巾一寸九分、四隅を圓めた長牌で、牌の上邊から計つて、七分五厘から一寸六分の間、直徑約八分五厘の輪 $\parallel$ 輪幅二分餘、輪の内空約四分 $\parallel$ を箝込み、それが表裏兩面共、約一分の高さに浮き上つて居る。地質は銅に鍍金を施したもので、牌面に何等の裝飾模様を有しない點から考へると、所謂素金牌の種類に屬するものでなければならぬ。蒙韃備錄の書かれたのは辛巳の年、南宋の嘉定十四年、成吉思汗即位後の十六年で、此の書の著者が自から燕京に使用して見聞したところを書いたのであるから、これ等成吉思汗の名を刻した牌に關する記事も著者の實見に出たか、傳聞に據つたかは判らぬにしても